

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成27年12月10日(2015.12.10)

【公開番号】特開2014-86579(P2014-86579A)

【公開日】平成26年5月12日(2014.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2014-024

【出願番号】特願2012-234584(P2012-234584)

【国際特許分類】

H 01 L 21/31 (2006.01)

C 23 C 14/52 (2006.01)

C 23 C 16/44 (2006.01)

H 01 L 21/3065 (2006.01)

H 01 L 21/205 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/31 F

C 23 C 14/52

C 23 C 16/44 B

H 01 L 21/302 1 0 1 G

H 01 L 21/205

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月26日(2015.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

真空チャンバ内で光を反射させるのに用いられる、真空チャンバ用反射部材であって、クオーツ基板と、

前記クオーツ基板上に形成され、前記真空チャンバの内部を構成する金属材料と同一材料で形成された金属反射層と、

前記金属反射層上に形成された二酸化ケイ素層を含む透明保護層とを備えた真空チャンバ用反射部材。

【請求項2】

前記金属材料はアルミニウムである請求項1記載の真空チャンバ用反射部材。

【請求項3】

前記金属反射層は蒸着層である請求項1又は2記載の真空チャンバ用反射部材。

【請求項4】

前記金属反射層が形成されたクオーツ基板の表面が、表面粗さRa0.02μm以下に研磨されている請求項1又は2記載の真空チャンバ用反射部材。

【請求項5】

前記金属反射層の厚さが130nm～150nmである請求項1又は2記載の真空チャンバ用反射部材。

【請求項6】

前記透明保護層の厚さが160nm～180nmである請求項1又は2記載の真空チャンバ用反射部材。